

川自発第5号  
令和4年5月9日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 野口 宏明 様  
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫



### 定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和4年1月28日執行の市民生活部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

### 記

#### 指摘事項

支出事務について（自治振興課）

自治振興課の修繕料において、関係文書の保存が川口市文書管理規程に則って行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

また、検査結果通知が契約書どおりに行われていないものが見受けられたので、契約書に則り適正に事務を執行されたい。

#### 講じた措置の内容

ご指摘いただいた、修繕料の関係書に関しては、新たに「施設関係書（鳩ヶ谷コミュニティセンター）」を簿冊登録いたしました。今後は川口市文書管理規程に則った、適正な文書保存を行なって参ります。

また、検査結果通知に関しては、1月14日に完了検査結果通知を送付いたしました。課内で事務手順を周知徹底したうえで、今後は、契約書に則した検査・通知を行なって参ります。

財産管理について（自治振興課）

自治振興課の所管する公印の管理において、川口市財産規則に則って行

川口市監査委員事務局收受

R4.05.13

第18号

われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

#### 講じた措置の内容

ご指摘いただいた、公印の管理に関しては、登録の漏れていた公印について1月17日に自治振興課分、1月18日に鳩ヶ谷コミュニティセンター分の備品登録処理が完了しております。今後は、備品管理手順を課内で周知・徹底し、川口市財産規則に則った備品管理をして参ります。